

# 警報が発表・解除された場合の対応（原則）

R 2 . 4

## 1 朝 7 時の時点

- 波浪・高潮警報以外(暴風、暴風雪、大雪、大雨、洪水)の警報が、
  - ① 鳥取市北部または岩美町で発令された場合は、臨時休校とする。
  - ② 鳥取市南部、八頭町、智頭町、若桜町等①以外の居住地で発令された場合は、該当生徒のみ公認欠席扱いとする。

## 2 登校後

- 登校後、気象警報が発表または解除になった場合は、学校で指示する。

## 3 適用

- この原則の適用期間は各年度随時審議更新の上、3月末までとする。
- 学校行事等によりこの原則を適用しない場合は、前日までに学校で指示する。

## 警報と臨時休校

### 1 警報が発表される目的

- そのことによって重大な災害が起こる恐れがある場合に、早めに警戒を促し、災害の予防・軽減を図ること。

### 2 臨時休校の目的

- 予想される重大な災害による登下校途上の危険を回避すること。

### 3 臨時休校になった場合の過ごし方

- 臨時休校の目的に沿い、自宅にいて学習や家の手伝いをするなど、有意義に過ごすこと。

### 4 警報を確認する方法

- 岩美高校HPに「気象庁（警報注意報）」、「JR 運行状況」へのリンクがあります。
- マチコミメール
- テレビ・ラジオ
- インターネット
  - ・各サーチエンジンの天気コーナー
  - ・鳥取地方気象台（「鳥取地方気象台」でHP検索が可能）
- 電話（177番）（携帯電話からかける場合は0857-177）

### 5 その他

- 警報の発令がない場合でも学校が危険と判断した場合には、臨時休校にすることがあります。そのような場合は、必ず岩美高校HPの「お知らせ」欄に掲載しますので確認してください。